

第 52 期平成 29 年度第 3 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成 29 年 8 月 1 日 (火) 13:30～
香川労働局第 1 会議室 (2 階)

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について
- (2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について (諮問)
- (3) その他

3 閉 会

第 52 期平成 29 年度第 3 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）

(写)

(別添1)

平成29年7月27日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会

会長 仁田 道夫



平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

平成29年6月27日に諮問のあった平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 29 年 7 月 25 日

- 1 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目 GDP 成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 3 項及び平成 29 年全員協議会報告の 3（2）に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）及び 4（3）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

(4) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成29年7月25日

1 はじめに

平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が拡大傾向にあるとの問題意識から、一般労働者の賃金改定率だけではなく、あるべき賃金水準の議論を行うことが必要であると述べ、「円卓合意」や「雇用戦略対話合意」も踏まえつつ、生計費を考慮し、当面目指すべき水準として、最低賃金額が800円以下の地域をなくすことが急務であり、Aランクについては1,000円への到達を目指すべきであると主張するとともに、これらの水準の到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、3年以内とすべきであると述べた。

また、現在の地域別最低賃金額の水準で法定労働時間働いた場合でも年収200万円に到達せず、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的に鑑みて低水準であると述べるとともに、最低賃金近傍で働いている労働者の中には、正社員として働く機会がないこと又は家庭の事情があること等により非正規雇用で働いている者が少なくないことから、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現すべきであると主張した。

さらに、目安制度が導入された昭和53年当時に比べ、生活文化圏や経済圏が広範囲となり、隣県との格差拡大が働き手の流出にもつながっている状況を是正するためには、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促すことが必要であり、目安額を示す際はこうした点を考慮すべきであると主張した。

最低賃金はその機能を発揮するには一定程度の影響率は必要であり、また影響率上昇による雇用への悪影響は出ていないと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業の景況感は緩やかながら改善傾向にあるものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休廃業や解散する企業の件数が過去最高となったことに加え、人手不足の影響が強まっており、先行きの不透明感は依然として強いとの

認識を示した。

また、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に記載されている最低賃金に関する内容は、これまで政府が示してきた方針と同様のものであり、その意味は、毎年機械的に最低賃金を 3%程度引き上げるのではなく、名目 GDP 成長率が 3%に達しない場合には、そうした状況を考慮しながら最低賃金の引上げ額を議論することであると主張した。

さらに、最低賃金の大幅な引上げには、当該引上げの影響を受けやすい中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施や拡充が不可欠である一方、政府の施策の十分な成果が見られないまま最低賃金の大幅な引上げだけが先行して実施されてきたとの現状認識を示した上で、今年度についても合理的な根拠を示さないまま、最低賃金の大幅な引上げの目安を提示することとなれば、目安制度、ひいては最低賃金の決定プロセス自体が成り立たなくなるのではないかとの強い懸念を表明した。

また、今年度の目安審議に当たっては、諮問文で求められている働き方改革実行計画への配慮は必要であるが、目安審議は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条に定められている最低賃金決定の 3 要素を考慮すべきであり、これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第 4 表を重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（以下「平成 29 年全員協議会報告」という。）の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

平成29年7月24日

香川労働局
局長 辻 知之 殿

香川県高松市吉新町6-7

UAゼンゼン香川県支部

支部長 楠本 敏久

香川県高松市錦町1-12-16

フード連合四国地区協議会

事務局長 林 泰宏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、香川県冷凍調理食品製造業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

(記)

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者

651名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18才未満及び65才以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能取得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃、片づけまたは雑役の業務

ロ) 手作業による原料の前処理の業務

ハ) 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組み立て、容器詰めまたは包装の業務。

1,600名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 冷凍調理食品製造業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること。

6. 添付資料

- (1) 労使協定の写し
- (2) 組合員数の確認書
- (3) 最低賃金必要性の決議書
- (4) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任状
- (5) 申出に関する合意労働者名と組合員数

合意ケース	申出に関する合意労働者名	組合員数
労使協定	U A ゼンセン北四国労働組合テーブルマーク労働組合	418 名
労使協定	U A ゼンセン北四国労働組合三崎水産支部	40 名
労使協定	U A ゼンセン北四国労働組合細川食品支部	30 名
労使協定	U A ゼンセン北四国労働組合ヨコレイ支部	27 名
機関決議	味の素冷凍食品労働組合 西日本支部	136 名
	合計	651 名

- (6) 香川県における冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数
〈冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数〉

適用事業所数	適用労働者数
48 事業所	1, 600 名

以 上

平成29年7月10日

香川労働局長
辻知之殿



香川県高松市新田町甲34
タダノ労働組合
執行委員長代行 蕪木 慎吾



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
2, 774人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げるものは除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃の業務 ロ 片付け又は雑役の業務

以上 6, 735人

3 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること

6 添付資料

- (1) 最低賃金必要性の決議書
- (2) 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

以 上

香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概況

(平成28年12月現在)

産 業 名	事 業 所 数	適 用 労 働 者 数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	341事業所	6,735人

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

2,774人

3. 労働組合又は従業員団体により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われている場合の労働組合又は従業員団体の構成員数の内訳

(登録労働組合数および従業員会名簿より)

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	ジェイテクト労働組合香川支部	680人
2	村上製作所 労働組合	140人
3	タダノ 労働組合	1,238人
4	石 垣 労働組合	300人
5	タダノアイレック従業員会	207人
6	タダノエステック従業員会	119人
7	タダノエンジニアリング社員会	90人
合計	7 団 体	2,774人

平成29年 7月 3日

香川労働局長
辻 知之 殿



香川県坂出市川崎町1番地
川崎重工労働組合坂出支部
執行委員長 濱岡 光治

香川県高松市朝日町4丁目1番地1号
JAMマキタ労働組合
執行委員長 大嶋 義浩

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社を営む使用者に使用される労働者
2, 057 名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げる者を除く
(1) 18歳未満及び65歳以上の者
(2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって技能習得中の者
以上 4, 308 名
3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
4. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。
6. 添付書類
(1) 労働協約の写し
(2) 最低賃金必要性の決議書
(3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状
(4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以上

香川県に於ける船舶製造・修理業，船用機関製造業の 事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業， 船用機関製造業	201 事業所	4308 名

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合（支部）数	合意する者
労働協約適用	3 組合	1445 名
必要性の機関決定	2 組合	612 名
計	5 組合	2057 名

(労働協約適用労働者)

No.	事業所名	組合名	適用労働者数
1	川崎重工株式会社 坂出工場	川崎重工労働組合 坂出支部	1079名
2	株式会社 マキタ	JAMマキタ労働組合	242名
3	四国ドック株式会社	三井造船労働組合連合会 四国ドック労働組合	124名

(必要性の機関決議)

No.	事業所名	組合名	適用労働者数
1	今治造船株式会社 丸亀事業本部	今治造船労働組合丸亀支部	497名
2	多度津造船株式会社	多度津造船労働組合	115名

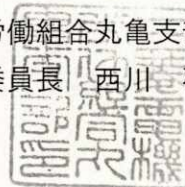
香川労働局長 殿

平成29年 7月 11日

電機連合東四国地方協議会
事務局長 土田 和樹



三菱電機労働組合丸亀支部
執行委員長 西川 啓二



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県製造業の特定最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1, 835名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県に於いて電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
ただし次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満及び65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付け又は賄いの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤・卓上ボール盤・手持電動工具

その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬・包装・箱詰め・袋詰め・みがき・選別・検査・組立て・取付け・マーク打ち・塗油・組線・巻線・かしめ・穴あけ・ねじ切り・曲げ・打ち抜き又はバリ取りの業務

(これからの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く)

以上 5, 421名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと

(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から特定最低賃金の改正の決定が必要であること

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

イ. 三菱電機株式会社と三菱電機労働組合との最低賃金に関する確認書

ロ. 三菱電機エンジニアリング株式会社と三菱電機エンジニアリングユニオンとの最低賃金に関する覚書

ハ. 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と三菱電機プラントエンジニアリング労働組合との最低賃金に関する協定書

(2) 最低賃金必要性の決議書

イ. 四変テック労働組合

ロ. 四国計測工業労働組合

ハ. アオイ電子労働組合

ニ. 四国工商ユニオン

(3) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任書

(4) 香川県下における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

以 上

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	三菱電機株式会社受配電システム製作所	三菱電機労働組合丸亀支部	530人
2	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合 丸亀分会	73人
3	三菱電機エンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機エンジニアリングユニオン 丸亀支部	123人
労働協約適用労働者の合計			726人

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	四変テック株式会社	四変テック労働組合	356人
2	四国計測工業株式会社	四国計測工業労働組合	403人
3	アオイ電子株式会社	アオイ電子労働組合	282人
4	四国工商株式会社	四国工商ユニオン	68人
必要性の機関決議における適用労働者数の合計			1,109人